

【改定のポイント】

- ①商店街を含めたまちなかを「暮らしの充実」や「楽しさ」を感じられる場に【修正】
- ②若い世代のまちづくりへの参画【追加】
- ③空き家等の遊休不動産の有効活用【追加】
- ④歩いて健康的に暮らせるまちづくり【追加】

【修正】…内容を修正 【追加】…項目、内容を追加

3 市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項

- (1)市町村による商業まちづくりの推進に関する戦略的取組の意義
小売事業者や住民等との連携、小売商業施設の維持、買い物支援に関する施策を戦略的に実施【追加】
- (2)基本構想の基本的な考え方
ア 基本構想の性格
小売商業施設の維持、買い物支援等の施策を戦略的に実施【追加】
イ 対象市町村の範囲
ウ 対象区域の範囲
エ 基本構想策定に当たっての留意事項
中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画との連携等【追加】
- (3)基本構想の記載事項
ア 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針
イ 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項
複数の中心核の設置【追加】
ウ 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項
エ その他商業まちづくりの推進に関し必要な事項

4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

- (1)特定小売商業施設の立地調整の基本的考え方
ア 7つの生活圏に基づく考え方
イ 生活圏内における誘導地域の考え方
ウ 抑制地域の考え方
- (2)特定小売商業施設の誘導に関する事
ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村
イ 特定小売商業施設の立地を誘導する地域
- (3)特定小売商業施設の抑制に関する事

5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項

- (1)商業まちづくりの推進に関する県の施策
ア 市町村への支援
イ 地域貢献活動の促進
ウ 商業まちづくりの普及・啓発活動
エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興
(事業再開・継続の支援、商業機能の確保、買い物など日常生活の移動手段となる公共交通ネットワークの形成等を支援【追加】)
- (2)その他商業まちづくりの推進において留意すべき事項
ア 土地利用等関係機関との連携
イ 総合的なまちづくり政策の展開
ウ 他の政策分野等との連携【追加】
福祉分野、生活交通分野など、他の政策分野等との連携
エ 基本方針の見直し

1 商業まちづくりの推進の意義

- (1)商業まちづくり推進条例制定の背景
- (2)条例制定の効果
ア 大規模小売商業施設の適正な配置の促進
イ 小売商業施設の中心市街地への回帰の促進
新設届出を経て特定小売商業施設が誘導地域に出店【追加】
ウ 特例小売商業施設における地域との共存共栄に向けた取組の促進

(3)県内のまち、商業等の現状

- ア 震災復興の状況【修正】
- イ 買い物行動の特性【修正】
- ウ 商店街の現状【修正】
- エ 空き家等の増加【追加】
- オ 公共施設等の将来更新費用の増加【追加】
- カ 市街地の拡大・拡散の状況【修正】
- キ 都市と農村の連携希薄化、買い物弱者問題【修正】

これまで議論してきた
社会経済情勢の変化
に関する内容を反映
→「参考資料1」参照

(4)まちづくりの課題

- ア 都市部における課題
①スポンジ化等の対策【修正】
②中心市街地の多様な機能の維持・回復【修正】
③若い世代をはじめとした担い手の発掘・育成【追加】
- イ 中山間地域等における課題
①買い物弱者対策、商業機能をはじめとした生活基盤の維持・確保【追加】
- ウ 避難地域等における課題
①買い物環境整備等による住民帰還の促進【修正】
②帰還住民の生活を支える移動手段の確保等【追加】
- エ 県全体における課題
①身近な場所で最寄りが買えるまちづくりの推進【修正】
②誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりの推進【修正】
③人口減少等を踏まえた都市機能の適正配置等【修正】
④環境面における持続可能なまちづくりの推進
⑤市街地の拡散防止と個性的で魅力的なまちづくりの推進
⑥大規模小売商業施設の閉店後の空きビル等の積極活用
⑦都市と農村が互いに配慮した地域全体のまちづくりの推進

(5)商業まちづくり推進の意義

(6)基本方針の性格

2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向

- (1)まちづくりの基本的な考え方
ア 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
公共交通との連携【追加】
イ 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり
ウ 7つの生活圏に基づくまちづくり
避難地域等においては、住民の帰還状況や将来の人口予測など、中長期的な視点を踏まえる【追加】
エ 多様な主体による連携・協働のまちづくり
住民同士の協力【追加】
オ 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり

(2)商業まちづくりの考え方

- (3)商業まちづくりを実現するための基本的な方向
ア 各生活圏の都市機能等が集積されている地域に特定小売商業施設を集積
イ 郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制
ウ 特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくり
エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり
(事業再開・継続、他地域からの創業の支援、商業機能の確保)
オ 身近な場所で最寄りが買えるまちづくり

これまでの議論を
踏まえて追加・修正

ポイント

- カ 買い物等を通して暮らしの充実や楽しさを感じられるまちづくり【修正】
商店街を含めたまちなかが、暮らしの充実感や楽しさを実感できる場となるよう施策を推進
- キ 若い世代が参画するまちづくり【追加】
若い世代が活躍できる場をつくるなど、まちづくりへの参画促進
- ク 空き家等の遊休不動産を活用したまちづくり【追加】
空き家等の有効活用によって、地域全体の賑わいを生み出す
- ケ 歩いて健康的に暮らせるまちづくり【追加】
買い物等を通して歩くことで、健康的に暮らせるまちづくり
- コ 都市と農村地域の交流により地域内で経済が循環する広域的なまちづくり

(4)県と市町村の役割分担

- ア 市町村の役割
周辺市町村との商業振興での連携、連携中枢都市圏など圏域での協力・連携による広域的なまちづくりを推進【追加】
- イ 県の役割
圏域での広域的なまちづくりを支援【追加】